



2024年3月

## JAPAN EXPO 定義と規約

以下に同意します。

### 1.0 定義

「会社」という言葉は、J Culture Sydney Pty Ltd を意味します。

「展示会」という言葉は、JAPAN EXPO が開催される展示会場を意味します。

「出展者」とは、展示場所を購入使用する会社または個人を意味し、それぞれの従業員の使用人、代理人、および展示会に関連してそれらに従事する会社または個人が含まれます。

「展示場所」とは、本展示会の期間中、出展者に割り当てられた「スタンド No.」と記載されている展示エリアをいいます。

「会場管理者」とは、展示会が開催される会場の所有者と管理者または運営者を意味します。

### 2.0 解釈

出展場所を複数の出展者で共有する場合、当該出展者はそれぞれ、本契約に基づいて支払われる金銭について連帯して責任を負います。当社は、本規約、規則および規則を解釈し、作成または修正する全権を有するものとしますが、かかる修正および追加は、当社の責任を増加させない方法で行います。

### 3.0 出展者の義務

3.1 出展者は、展示物および展示物の建設に関連して、次のことを確認するものとします。

3.1.1 展示やデモンストレーションは、展示会のコンセプトに沿ったものとし、すぐ合わない場合には、当社は展示会中の展示やデモンストレーションを中止し、妨害や迷惑行為を止めるために必要な措置を講じる権利を留保します。当社は、その絶対的な裁量により、この規定に違反した出展者の従業員、使用人、代理人、または請負業者を展示会から退出させる権利を留保します。

3.1.2 テーブル以外にスタンドを設置する場合、スタンドの全ての施工計画は、建立する前に当社によって承認されなければなりません。

3.1.3 展示物、展示物、物品の高さ、幅、重量は、当社の規定に従わなければなりません。

3.2 出展者は、出展物が収容されている建物の壁または床の損傷について責任を負い、床または壁の塗装、取り付け、またはその他の方法で変更してはならないものとします。

**J Culture Sydney**

Clontarf NSW 2093 Phone : 0414 758 295

info@jculturesydney.com www.jculturesydney.com



壁に貼る展示物に関しては、会場指定の壁面スペース以外にはいかなる方法でも貼ってはならないものとしします。

3.3 出展者は、割り当てられた出展場所で使用される電気器具に関して、資格を保持する電気技術者の保障書を提示する必要があります。出展者は、当日の施工に関し当社が認めた電気工事請負業者のみを使用するものとしします。

3.4 すべての出展者は、展示スタンドの建設には資格を保持する雇用者を採用し、取り扱いに関して労働安全衛生法が遵守されていることを保証するものとしします。

3.5 関連する保健省、酒類管理委員会、消防当局、オーストラリア証券委員会、貿易慣行委員会、消費者問題局、公正取引局、会場管理局など、政府部門または法定当局によって随時施行され、発行される規制を常に遵守します。出展者は、政府部門または正当に構成された法定機関の法定規定、規制条例、条例または細則に違反した結果、当社に対して提起した訴訟または訴訟に関して、当社は一切の責任を持ちません。出展者は、出展者間の紛争について、当社に裁定を求めたり、当社に何らかの行為を要求したり、出展者が本規約で言及する法令、条例、法律に違反した結果生じた行為を求めたり、行為を控えたりしないものとしします。この条項は、本書の第 3.1.1 項に定めるように、当社に与えられた権限を損なうものではありません。

3.6 出展者は、その出店場所にて商品を販売する場合、購入者に正式な領収書を発行しすることに同意します。出展者は、商品を販売する場合、出展者が本項を遵守しなかったことに起因する購入者からの請求または訴訟について、当社は一切の責任を負いません。

3.7 出展者は、食品を展示販売する場合、関連する保健法および規制を遵守するものとしします。

3.8 マイク、サウンドアンプ、機械のデモンストレーションは、当社の許可が必要になります。他の出展者や来場者への迷惑の有無については、当社が単独で判断するものとしします。

3.9 出展場所の清潔さと整頓を確保するのは出展者の義務です。ブースや展示物が清潔で整頓された状態にあるかどうかは、当社が単独で判断するものとしします。

#### **4.0 出展者の禁止事項**

出展者は、以下の行為を行ってはならないものとしします。

4.1 展示会期間中、宝くじ、くじ引き、企画競争、ゲームを、許可なく実施することを禁止します。



4.2 展示会期間中は、展示会ディレクターの承認を得ることなく、展示品、展示品、商品、または取引を行うことを禁止します。

4.3 出展者が酒類を販売または流通する場合、関連するライセンス又は必要なすべての許可を取得する必要があります。

4.4 飲食品の販売、試食、試飲を行う場合、州と市の指定資格用紙を提出する必要があります。

## 5.0 入国許可と駐車場

出展者：

5.1 展示会期間中、本人およびそのアシスタントが展示会に滞在するための身分証明書が発行され、身分証明書を提示する必要があります。

5.2 該当する場合は、駐車料金が請求されます。

## 6.0 会社が行うこと

当社は、

6.1 通路や通路の清掃を毎日行う。

6.2 本書に記載されているサービスを確実に提供するために最善の努力を払います。

## 7.0 責任と補償

7.1 当社は、紛失、破損、盗難、火災、水害、暴風雨、ストライキ、暴動、内乱、その他の原因により生じた出展物、展示物、物品の損失または損害について、直接の妨害、過失、不作為によって引き起こされたかどうかにかかわらず、一切責任を負わないものとし、出展者は、かかる損失または損害に関して当社に対して行われた請求に関して、当社を補償することに同意するものとします。

7.2 当社は、出展者が割り当てた、または管理下にある展示会のスペースまたはエリアで、または出展者の不作為、怠慢、不履行の結果として負傷した可能性のある人が請求する損害について責任を負わないものとします。出展者は、当社に対して訴訟、請求、訴訟または要求がなされた場合、当該訴訟、請求、または要求の弁護、それらに関する助言、および調査または審問を含む事故から生じる手続きに当社が負担したすべての費用を含む補償に同意するものとします。

7.3 当社は、ストライキ、暴動、内乱、ロックアウト、事故、不可抗力、停電、その他当社の管理の及ばない事由により、本規約で言及されているサービスの全部または一部の提供の失敗に起因する損失、損害、費用について、出展者に対して責任を負わないものとします。上記の原因のいずれかの結果としてサービスの全部または一部が故障した場合、出展者は、出展者が支払った金銭の返金を受ける権利を有さず、本契約に基づいて支払うべき金額を支払う義務を免除されないものとし、当社は、によ

**J Culture Sydney**

Clontarf NSW 2093 Phone : 0414 758 295

info@jculturesydney.com www.jculturesydney.com



って被った、または被った結果的な損失を含む、いかなる支出、責任、または損失についても責任を負わないものとします。出展者。

7.4 第 7.3 条に規定する事由により展示会の開催が妨げられ、または中止された場合、出展者は、出展者が支払った金銭の返金を受ける権利を有さず、本契約に基づいて支払うべき金額を支払う義務を免除されず、当社は、以下によって被った結果的な損失を含む、いかなる支出、責任、または損失についても責任を負わないものとします。

## 8.0 開催日時

会社:

8.1 展示会が出展者および一般に公開される時期を決定し、その日程に関する決定は最終的かつ決定的なものとする。

8.2 当社は、状況により当該措置を必要とする場合に限り、当社およびスポンサーに対し、その結果として出展者が被る可能性のある損失、損害、または費用について責任を負わずに、当該展示会に最も適した日付に延期または修正する権利を留保します。

## 9.0 全般

両当事者は、本契約のすべての条項が書面に記載されており、本契約を締結する際に相手方の表明または保証に依拠していないことに明示的に同意します。

## 10.0 保険

出展者は、展示会の全期間にわたって、許容可能な保険会社との公的賠償責任保険契約を取得していることが前提になります。1 回のアクシデントに対して最低額 20,000,000 ドルの補償を行い、その内容の保険証書を会社に提供し、展示会に関する J Culture Sydney Pty. Ltd. の定義を記載するものとします。

## 11.0 デフォルト規定

11.1 出展者が本契約の諸条件、規則を実質的に遵守しない場合、当社はスペースを売却する権利を有するものとします。出展者は、当社が被った損害について責任を負うものとし、出展者が本約款に基づき支払った金銭は、当社に対して全額支払うものとします。出展者が展示会開催日に展示場所を使用しなかった場合、当社は、出展者への返金および出展者の本契約に基づく一切の責任を負わずに、展示会の利益のために最善と判断する方法で展示場所を転売させることができるものとします。出展者は、本約款に違反していないことを条件として、常に割り当てられたすべての展示場所を管理し、責任を負うものとし、展示場所を譲渡または転貸してはならないものとします。



11.2 当社は、展示会の利益のために、結果として生じるいかなる損失または損害に対しても責任を負わずに、出展者に割り当てられたスペースの正確なサイズまたは場所を修正する権利を留保し、出展者はそのような修正または変更に同意し、その実施に協力することを約束します。

11.3 出展者が出展開始日から14日以内にキャンセルをした場合、以下の規定が適用されます。

11.3.1 これまでに支払われたすべての保証金は自動的に没収され、返金は行われません。

11.3.2 出展場所は他の組織に転売されます。

11.3.3 出展場所が転売されなかった場合、またはそれより少ない金額で販売された場合、出展者は、本契約の全額または場合によっては不足額に対して引き続き責任を負います。

11.4 出展者が展示会の1ヶ月以上前の期間内に本契約の撤回を希望する場合、当社は独自の裁量により、以下のことを行います。

11.4.1 出展者が本規約に違反していないことを条件に、キャンセル日までに支払われた総額の50%を上限として(ただし、それを超えない範囲で)返金します。

11.4.2 本規約に起因する当社に対する一切の義務および責任を出展者から解除します。

11.5 出展者がこれらの条件、規則、および規制のいずれかに違反した場合、出展者はスペースと本契約に基づいて行ったすべての支払いを失います。上記の侵害があるかどうかの問題は、当社のみのものであるものとします。

12 物品サービス税 特に明記されていない限り、すべての価格にはGSTが含まれています。

#### **注記: 保険**

出展者は、保険要件に関して、本書の第10.0条に具体的に言及しています。